

副本

次回期日 平成30年9月12日午後1時10分

平成30年(ワ)第19号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫


被告 国

第 1 準 備 書 面


平成30年 7 月 20 日


広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中


被告指定代理人

山 西 浩 仁 

光 成 崇 

沖 宣 幸 

大 代 明 美 

岡 野 大 祐 

山 下 郁 代 

池 田 真 悟 

被告は、本準備書面において、訴状の「請求の原因」及び原告の平成30年7月2日付け準備書面(1)（以下「原告第1準備書面」という。）に対する認否をした上で（後記第1）、本件に関する事実経緯（後記第2）及び被告の主張（後記第3）を明らかにして、原告の本件請求に理由がないことについて述べる。

第1 認否

1 訴状「請求の原因」に対する認否

(1) 「1」について

ア 第1段落（「平成29年5月2日」から「同義です。」までの部分）

原告が訴状記載の事実を主張して、広島地方検察庁三次支部に告訴状を提出した事実は認める。

イ 第2段落（「★刑法第130条（住居侵入罪）」以降の部分）

刑法及び裁判例の存在は認める。

(2) 「2.」について

ア 「津田の犯罪行為」から「記載されました。」まで

平成29年5月2日、原告が、被疑者津田廣雄（以下「被疑者」という。）から暴行を受けた旨、庄原警察署に被害申告し（以下、原告が被害申告した事件を「本件暴行事件」という。）、これを受けて、同署警察官が原告から本件暴行事件について事情を聴取して作成した原告の供述調書の末尾に、「厳重に処罰して下さい。」と記載されているという限度で認める。

イ 「之即ち」から「意思表示でした。」まで

知らない。

なお、平成29年6月9日、庄原警察署から庄原区検察庁に送致された本件暴行事件の事件記録には、原告の告訴状あるいは司法警察員作成の告訴調書はなく、被告（庄原区検察庁）が、告訴があった事件として本件暴行事件を受理した事実はない。

(3) 「3.」について

庄原警察署に関するものであり、認否の限りでない。

(4) 「4.」について

原告が広島地方検察庁三次支部を訪れて、同支部職員に対して本件暴行事件に係る告訴状を提出したことは認める。

なお、広島地方検察庁三次支部が原告から告訴状の提出を受けたのは、「平成29年6月12日」が正しい。

(5) 「5.」について

「一体としての」の部分については、意味が不明であるため認否できないが、本件暴行事件につき、庄原区検察庁検察官副検事牛尾昌伸（以下「牛尾検察官」という。）が、原告から本件暴行事件の事情聴取を行わなかったことは認め、その余は、否認ないし争う。

牛尾検察官は、庄原警察署警察官に対し、必要な捜査を指示した上、被疑者を三次区検察庁に呼び出して取調べを行うなど、真相解明に必要な捜査を行っている。

(6) 「6.」について

検察官が、平成29年12月14日付け「処分通知書」と題する書面を、同日、原告宛てに普通郵便で送付したことは認め、その余は、否認ないし争う。

同「処分通知書」は、法律の要件に従った適法かつ適式なものであり、「処分内容の欠如した意味不明の処分通知書擬き」などではない。

(7) 「7.」及び「8.」について

争う。

(8) 「9.」について

ア 第1段落（「念の為に記しますが、」から「主張・立証を行う所存です。」までの部分）

認否の限りでない。

イ 第2段落（「★刑法第193条（公務員職権濫用）」の部分）以降
法令の規定の存在及び内容は認める。

2 原告第1準備書面に対する認否

法令の規定の存在及び内容は認めるが、その余は、全て原告の意見にわたる主張であるため、認否の限りでない。

第2 本件訴訟が提起されるまでの経緯等（乙第1号証）

1 庄原警察署から被告（庄原区検察庁）に対して送致のあった本件暴行事件に係る犯罪事実の要旨

「平成29年5月2日、被疑者が、広島県庄原市内において、原告に対し、暴行を加え、傷害を負わせた。」というものであった。

2 庄原警察署における本件暴行事件の捜査状況及び本件暴行事件について庄原警察署から庄原区検察庁に事件送致された状況等

平成29年5月2日、庄原警察署警察官が、原告から本件暴行事件に係る被害申告を受けて捜査を開始し、同日、原告から事情を聴取して供述調書を作成した。なお、同調書の末尾には「厳重に処罰して下さい。」と記載されている。

その後、庄原警察署警察官は、被疑者を取り調べて供述調書を作成するなどして、本件暴行事件に係る必要な捜査を実施した。

平成29年5月26日、原告が診断書を庄原警察署に提出したため、同日、庄原警察署警察官は、原告から診断書提出に至った経緯等について事情を聴取して供述調書を作成するとともに、罪名を「暴行罪」から「傷害罪」に変更した。これに伴い、庄原警察署警察官は、再度、被疑者を取り調べて供述調書を作成した。

その後も、庄原警察署警察官は、本件暴行事件に係る必要な捜査を行い、平成29年6月9日、被疑者について、被疑者の勾留を要しないいわゆる「在宅

事件」として庄原区検察庁に事件送致し、庄原区検察庁は、同日、これを受理した。なお、本件暴行事件に係る事件記録には、原告の告訴状又は司法警察員作成の告訴調書はいずれもなく、庄原区検察庁は、告訴のない事件として、本件暴行事件を受理した。

3 原告から告訴状の提出を受けた状況等

平成29年6月12日、原告が広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した同支部職員に対し、同日付けの告訴状（原告を告訴人、被疑者を被告告訴人、罪名を住居侵入及び傷害としたもの）を提出したため、同支部は、同告訴状を広島地方検察庁に回付した。広島地方検察庁検察官において原告の上記告訴状を受理すべきかどうかを審査した結果、原告が告訴した内容は、住居侵入に係る事実が付け加えられたことを除いては、同月9日に庄原警察署から送致を受けた本件暴行事件に係る犯罪事実とほぼ同様の内容であったことから、本件暴行事件の送致を受けていた庄原区検察庁において、同告訴状を受理するのが相当と判断し、同告訴状を庄原区検察庁に回付し、平成29年6月16日付けで庄原区検察庁はこれを受理した（以下、原告が告訴した事件のことを「本件告訴事件」という。）。

4 庄原区検察庁における本件暴行事件及び本件告訴事件の捜査状況等

本件暴行事件及び本件告訴事件の担当となった牛尾検察官は、庄原警察署から送致された本件暴行事件の警察事件記録及び原告から提出のあった本件告訴事件に係る告訴状を検討した結果、住居侵入の事実に係る追加の捜査が必要であると判断し、庄原警察署警察官に対し、必要な捜査を指示し、同捜査に係る関係書類の追送を受けた。

その後、牛尾検察官は、上記追加捜査した結果等に基づき、平成29年12月6日、被疑者を三次区検察庁に呼び出して取調べを行ったほか、真相解明に必要な捜査を行った。

なお、牛尾検察官において、告訴人である原告から事情聴取する必要性につ

いて検討したが、本件告訴事件の犯罪事実は、住居侵入の事実が付け加えられたことを除いては、本件暴行事件の犯罪事実とほぼ同様の事実であり、上述した警察官作成に係る原告の供述調書、その他警察において捜査された結果や住居侵入の事実につき警察が追加捜査を行った結果等から、原告から事情聴取を行うことまでの必要性はないと判断し、原告の事情聴取を行わなかった。

5 事件の処分状況

牛尾検察官は、本件暴行事件及び本件告訴事件につき、平成29年12月14日、傷害罪については起訴処分、住居侵入罪については不起訴処分をした。

6 原告に対する処分結果通知状況等

牛尾検察官は、本件暴行事件及び本件告訴事件を処分した日である平成29年12月14日、刑事訴訟法260条に基づいて告訴人に対して被疑者の処分結果を通知する必要があることから、被疑者に対する処分結果を記載した「処分通知書」を作成するよう立会事務官に指示した。上記指示を受けた立会事務官は、被疑者について、同日付けで、傷害の事実については傷害罪で起訴処分、住居侵入の事実については不起訴処分をした旨記載した「処分通知書」（甲第1号証の1。以下「本件処分通知書」という。）を作成した。牛尾検察官は、その内容を確認して押印し、立会事務官に対して、原告宛てに本件処分通知書を郵送の方法により送付するよう指示した。

検察官の指示を受けた立会事務官は、平成29年12月14日、普通郵便により本件処分通知書を原告宛てに郵送した（甲第1号証の1及び同号証の2）。

第3 被告の主張

1 はじめに

原告の主張（請求原因）は判然としないものの、原告の主張を善解・整理すると、平成29年5月2日に原告が庄原警察署において本件暴行事件に係る事情聴取を受けた際、庄原警察署警察官に対して「嚴重なる処罰を求めます」と

供述して、刑事訴訟法230条に基づく告訴権を行使したにもかかわらず、庄原警察署が本件暴行事件を告訴事件として扱わなかったため、原告自ら広島地方検察庁三次支部に告訴状を提出したなどといった事実関係を前提に、牛尾検察官が、本件告訴事件について、原告に対する事情聴取などの必要な捜査をすることなく、処分内容の欠如した意味不明の本件処分通知書を送付したことが原告の告訴権を侵害し違法であるなどとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めるものようである。

しかしながら、訴状及び原告第1準備書面を精査しても、原告は、抽象的に原告の告訴権が侵害されたなどと主張するにとどまり（訴状「請求の原因」の「7.」、「8.」及び原告第1準備書面第二の「5.」）、牛尾検察官のいかなる行為が原告のいう「告訴権」をどのように侵害したのか、当該侵害によりどのような損害を被ったのかなどについて、その具体的内容を全く明らかにしておらず、訴訟物たる権利関係（国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権）を基礎づける事実（民事訴訟規則53条1項参照）を明らかにしていないというべきであるから、原告の主張は、被告の行為を原因とする損害賠償（国家賠償）請求権を基礎づける請求原因としては、主張それ自体からみて、理由がないことが明らかである。

また、この点をおくとしても、以下に述べるとおり、牛尾検察官による本件告訴事件に関する捜査行為及び本件処分通知書の送付行為（以下、これらの各行為をまとめて「牛尾検察官による各行為」という。）が原告が主張する違法な行為であると解釈し得たとしても、かかる各行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はないから、いずれにしても原告の請求には理由がない。

2 牛尾検察官による各行為が、国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はないこと

(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国又は公共団体に賠償責任があるとして、その責任を明らかにしたものである。そして、公権力の行使については、法の定める一定の要件と手続の下で私人の権利又は法益を侵害することが許容されているのであるから、国賠法1条1項所定の「違法」に関しては、一般不法行為のようにいわゆる相関関係説に依拠して判断するのは相当ではなく、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうと解される（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等）。また、公務員の職務上の法的義務違反が認められるのは、公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限られる（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ，最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ参照）。

(2) 牛尾検察官による本件告訴事件に関する捜査行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はないこと

ア 原告は、広島地方検察庁三次支部に告訴状を提出したにもかかわらず、牛尾検察官が原告に対する事情聴取や独自の捜査をしなかったことが違法であるなどと主張するものと解される（訴状「請求の原因」の「4.」及び「5.」）。

イ しかしながら、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎ

ない（最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161ページ）。このように、飽くまでも告訴は、「検察官の職権発動を促すものにすぎ」ず、検察官が犯罪の捜査及び公訴権を行使するに当たり、どのような捜査をするかについては、全て検察官の裁量に委ねられているというべきであるから、当然のことながら、告訴がされた事実があったからといって、その捜査において、告訴人の事情聴取を必ず行わなければならないなどという法的義務もない。

ウ これを本件についてみると、前記第2の4で述べたとおり、牛尾検察官は、告訴人である原告から事情聴取する必要性を検討したものの、原告から提出を受けた告訴状記載の犯罪事実は、住居侵入の事実が付け加えられたことを除いては、庄原警察署から送致を受けた本件暴行事件の犯罪事実とほぼ同様の事実であり、上述した警察官作成に係る原告の供述調書や庄原警察署における本件暴行事件に係る捜査結果等から、検察官自身が改めて原告から事情聴取を行うことまでの必要性はないと判断したものであり、牛尾検察官が原告の事情聴取をしなかったことについて正当な理由がある。また、原告のいう「独自の捜査」がどのような捜査を意味しているのか判然としないものの、牛尾検察官は、原告から提出を受けた告訴状等の内容を検討し、住居侵入罪に関する捜査等が必要であると判断して、庄原警察署警察官に対して追加捜査を依頼し、その結果等に基づき、再度被疑者の取調べなど真相解明に必要な捜査を行っている。

エ このように、牛尾検察官は、本件告訴事件を適正に処理するために必要かつ合理的な捜査を行っている。その他、牛尾検察官が本件告訴事件に関して行った捜査行為等について、その職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情はなく、その職務上の法的義務違背を基礎づける事実は全くないから、そのような牛尾検察官の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はない。

(3) 捜査の不適正及び不起訴処分の違法を理由として、国家賠償請求することはできないこと

ア なお、仮に、本件告訴事件に係る牛尾検察官の捜査が適正なものではない、あるいは本件告訴事件に係る住居侵入の事実を不起訴処分にしたことが不相当であったと評価される余地があったとしても、被害者又は告訴人が捜査又は公訴の提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない（前掲最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決）から、この点からしても、牛尾検察官による本件告訴事件に関する捜査行為等が、告訴人である原告との関係で、国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はない。

イ すなわち、国賠法1条1項の「違法」は、国家賠償制度が個別の国民の法益侵害を救済するものであることの当然の帰結として、当該個別の国民の法益侵害があることを前提としており、そもそも個別の国民の権利ないし法益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法性を認める余地はないと解するのが相当であり、最高裁判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161ページ等）においても、個別の国民の「法律上の利害関係ないし権利」、あるいは「法的利益」の侵害がなければ、国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提としている。この点前記のとおり、被害者又は告訴人が捜査又は公訴の提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないから、検察官による捜査や公訴提起の有無によって、被害者又は告訴人の法律上保護された利益が侵害されるなどという

ことはあり得ず、それら検察官の行為が被害者ないし告訴人との関係で、国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はない。

ウ したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないものというべきであり（前掲最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決）、いずれにしても、告訴人である原告との関係で、牛尾検察官の捜査の適正性や住居侵入の事実について不起訴処分をしたことを理由として、被告に対する損害賠償（国家賠償）請求が認められる余地はない。

(4) 牛尾検察官が原告に対して本件処分通知書を送付したことが、国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はないこと

ア 原告は、牛尾検察官が、平成29年12月14日付けで、処分内容の欠如した意味不明の本件処分通知書が送付されたことが違法であるなどと主張するものと解される（訴状「請求の原因」の「6.」）。

イ しかしながら、刑事訴訟法260条前段は、「検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。」と規定しているところであり、このように、法律（同条前段）は、告訴人に対する通知の内容としては、「公訴を提起した」こと、又は、「公訴を提起しない処分をした」ことの記載を要求するのみで、その理由を通知することまでは要求していない（松尾浩也監修「条解 刑事訴訟法 [第3版]」・482ページ）。

ウ これを本件についてみると、牛尾検察官が原告宛てに郵送送付した本件処分通知書（甲第1号証の1）には、本件告訴事件について、これを処分した年月日とともに、傷害罪については起訴処分、住居侵入罪については不起訴処分にした旨の処分結果が記載されている。また、同通知書は、事

件処分日である同年12月14日に原告宛てに郵送し(甲第1号証の2)、速やかに原告がこれを了知できる状況に置かれている。

エ このように、牛尾検察官は、刑事訴訟法260条前段に基づき、原告に対して、速やかに本件処分通知書を送付して処分結果を通知しており、その内容としても、傷害罪について公訴提起をし、住居侵入罪について公訴提起をしない処分をしたことが記載されており、本件通知書は、法律上要求されている事項が全て記載されている適法かつ適式なものである。

その他牛尾検察官が原告に対し本件処分通知書を送付した行為について、その職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情は何ら認められず、職務上の法的義務に違背したなどとは認められないから、国賠法上1条1項のいう「違法」と評価される余地はないことは明らかである。

(5) 小括

以上のとおり、牛尾検察官による各行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地がないことは明らかであるから、原告の請求には理由がない。

第4 結語

以上のとおり、原告の請求は理由がないことが明らかであるから、直ちに弁論を終結の上、原告の請求を棄却すべきである。

以 上